

北労基発第165号
平成23年12月22日

建設業労働災害防止協会
北海道支部長 殿

北海道労働局労働基準部長

建設業における死傷災害を防止するための取組について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進につきましては、御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、建設業における死傷者数は、11月末現在の速報値で昨年同期に比べて37人(4.8%)減の737人となっており、経年的には減少傾向を示しているものの、全産業に占める建設業の業種割合は14.3%を占めており労働災害の発生比率が高い業種となっております。

事故の型別では、墜落・転落災害が33.2%を占めている状況にあり、墜落・転落防止対策が喫緊の重要な課題となっております。

また、これから厳冬期を迎える北海道では冬季特有の労働災害防止対策が求められているところです。

つきましては、下記の措置の実施について会員各位に徹底するとともに、広く周知啓発活動を実施くださいますよう要請します。

記

1 墜落・転落防止対策

(1) 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第518条第1項に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。

なお、作業床の設置が困難な場合については、安衛則第518条第2項に基づき、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止す

るための措置を確実に講ずること。

- (2) 足場を設置する場合には、安衛則第563条第1項に基づき、墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講じるとともに、平成21年4月24日付け基安発第0424001号安全衛生部長通達「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」により要請している「より安全な措置」の普及を図ること。
- (3) 高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、安衛則第565条等に基づき、足場の組立て等作業主任者を選任し、職務を遂行させるとともに、安衛則第564条第1項に基づき、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
- (4) 足場の高さが5m未満である等足場の組立て等作業主任者の選任を要しない場合であって、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第529条に基づき、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法及び順序を労働者に周知させること。
- (5) 建築物の解体等の作業にあっては、石綿障害予防規則に基づき、事前調査や粉じんの発散防止・ばく露防止措置等を適切に講ずること。

2 冬季特有の労働災害防止対策(抄)

(1) 交通労働災害対策

- ・ 冬道の運転は、スピードを押さえ、天候や路面状況に合わせた速度とすること。
- ・ スリップ事故を防止するため、タイヤが摩耗していないか日常点検を励行すること。
- ・ 運転者に対し、冬道の運転について交通KYT（危険予知トレーニング）を取り入れる等、安全運転教育を実施すること。
- ・ 過去の災害事例を参考に、走行する道路等の交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、安全運転教育に活用すること。
- ・ 見通しの悪い交差点では、必ず一時停止をすること。
- ・ 目的地へは余裕を持って早めに出発すること。

(2) 屋根の除雪作業における墜落・転落災害防止対策

- ・ 屋根及び屋上の除雪作業を行うときは、作業員に安全帯及び保護帽を使用させること。
- ・ 安全帯を使用することができるよう、親綱を設けること。
- ・ 親綱の取り付け設備は、降雪前に丸環等の設置を検討すること。
- ・ 除雪場所の下は、バリケード又はカラーコーンで囲うなどして、立入

禁止とすること。

(3) 重機災害防止対策

- ・ 事前に作業場所の地形、地質等を調査し、調査結果に適応する作業計画を定めること。
- ・ 重機が転落する危険のある場所には、路肩の崩壊防止、誘導員配置の措置等を講ずること。

(4) 転倒災害防止対策

- ・ 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを履くこと。
- ・ 通路等の凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講ずること。
- ・ 災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。

(5) 共通対策

- ・ 冬季特有の要因を盛り込んだ、危険性の特定、リスクの見積り及びその結果に基づくリスク低減措置（リスクアセスメント）を実施すること。

※ 冬季労働災害防止対策の詳細については、北海道労働局のホームページを参考にしてください。

（ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について）